

【調剤管理料、服薬管理指導料に関する揭示】

調剤管理料

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料

どんな薬を服用してきたかという薬剤服用歴に基づき、薬の説明や服用上の指導をし、記録を薬局で保管します。薬局では、一人ひとりの薬歴を作成・保管しており、薬剤師が毎回、薬の量、薬の種類や相互作用、薬物アレルギーの有無、服用状況、副作用、残薬などをチェックしています。そのほかにも、使用した薬についての医師や薬剤師からの情報だけでなく、患者さんが薬を飲むのに不具合はないかとか、どんな食品を食べているのかなど、患者さんからの情報も記載されます。そして、その中からよりよい処方設計のために必要と思われる情報については、処方した医師にフィードバックします。調剤日、投薬に係わる薬剤の名称、用法、用量、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載いたします。

【特掲診療料の施設基準に関する揭示】

調剤基本料

調剤基本料 1 / 生駒駅本店、生駒駅前南店、郡山店、香芝店、寝屋川店、布施店

地域支援・医薬品供給対応体制加算

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 / 郡山店、布施店

地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 / 生駒駅前南店、香芝店、寝屋川店

連携強化加算 / 生駒駅本店、生駒駅前南店、郡山店、香芝店、寝屋川店

バイオ後発品使用体制加算 / 生駒駅本店、生駒駅前南店、郡山店、香芝店、寝屋川店、布施店

在宅薬学総合加算 1

在宅薬学総合加算 1 / 生駒駅本店、生駒駅前南店、香芝店

電子的調剤情報連携体制整備加算 /生駒駅本店、生駒駅南店、郡山店、香芝店、寝屋川店

服薬管理指導料の注1 /生駒駅本店、生駒駅南店、香芝店、寝屋川店、布施店

調剤ベースアップ評価料/生駒駅本店、生駒駅前南店、郡山店、香芝店、寝屋川店、布施店

在宅患者訪問薬剤管理指導料 /生駒駅本店、生駒駅前南店、郡山店、香芝店、寝屋川店、布施店

【明細書発行に関する揭示】

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の調剤報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

【オンライン資格確認体制ならびに医療情報取得加算について】

マイナンバーカードの健康保険証利用やオンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。さらに電子処方箋等、医療DXに関わる取り組みを実施しています。

【後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について】

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

 **厚生労働省** ひろ・くろし・あらいのりため
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 HP：「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」

【保険外費用に関する掲示】

- 必要に応じて容器代を頂戴しております。

容器代 50 円

- 患者様希望による場合や、オンライン服薬指導に伴う薬の発送費用については着払い若しくは実費を徴収させていただきます。

【居宅療養管理指導料のサービス提供に係る重要事項】

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、アール薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

2. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

3. 営業日時

HP の店舗案内ページでご覧いただけます。

4. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

5. 利用料

居宅療養管理指導サービス費として

単一建物居住者人数	1 人	2 ～ 9 人	10 人以上
1 割負担	518 円	379 円	342 円
2 割負担	1,036 円	758 円	684 円
3 割負担	1,554 円	1,137 円	1,026 円

取扱上特別な薬剤（麻薬性の鎮痛剤など）の管理指導が必要な場合

- ・ 1 回あたり 100 円

注 1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注 2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第 124 号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

6. ご相談・苦情窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、
各店舗または本社事業部（0743-71-7661）へご連絡ください。